

第 55 回長野県景観審議会議事録

日時 令和 4 年（2022 年） 1 月 14 日（金）
午後 1 時 00 分から 3 時 30 分まで

場所 長野県庁 3 階特別会議室

1 日 時 令和4年(2022年)1月14日(金) 午後1時00分から3時30分まで

2 場 所 長野県庁3階特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(五十音順、敬称略)

赤羽 直美	上原 三知(オンライン出席)
太田 寛(オンライン出席)	小坂 禎二(オンライン出席)
武山 良三(オンライン出席)	辻井 俊恵(オンライン出席)
藤澤 泰彦(オンライン出席)	丸山 幸弘
宮坂 佐知子(オンライン出席)	山口 美緒(オンライン出席)

(2) 長 野 県

高倉 明子	建設部都市・まちづくり課長
塚本 哲	建設部都市・まちづくり課 企画幹
小口 美里	建設部都市・まちづくり課 景観係長
その他都市・まちづくり課景観係職員	

以下、要旨

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

ただいまより第55回長野県景観審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、都市・まちづくり課企画幹の塚本哲でございます。よろしくお願いいたします。

事務局から当審議会委員の皆様の御紹介をさせていただきます。お手元に名簿を配布してございますので御参照いただきたいと思います。なお、大森様は御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、前回の審議会以降、委員の異動がございましたので、御報告申し上げます。長野県市長会からの推薦委員として、新たに太田寛安曇野市長が就任されました。安曇野市長から一言御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(太田安曇野市長)

(あいさつ)

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

ありがとうございました。本日の審議会は委員総数11名のところ、10名の委員の皆様に御出席をいただいております。よって委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第40条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。続きまして、審議会の開会に当たり、都市・まちづくり課長の高倉明子より御挨拶申し上げます。

(高倉課長)

(あいさつ)

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

次に、本年度の事務局、職員を紹介致します。

(事務局職員あいさつ)

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

なお、都市・まちづくり課長の高倉でございますが、所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

それでは会議事項に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。本日の審議会の資料につきましては、あらかじめ送付させていただいております。お手元の資料をご確認、お願いしたいと思います。

(資料の確認)

なお、本会議は公開で行われ、議事録はホームページにおいて公開されます。議事録作成のため、御発言等の会議内容を録音させていただきますのでご承知おきください。

それでは会議事項に入ります。会議の議事進行は長野県景観条例第40条第1項の規定により、武山会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(武山会長)

本日は富山からリモートで失礼致します。ネットワークを使って仕事の進め方は、本当に激変してきますけれども、景観も意外と変化してきているということを、まずお知らせしたいと思います。

景観法ができたのが2004年ですけれども、その頃は駅前が段々シャッター街になってきていて、郊外店が生まれてきて、そういうことにどう対応するかが課題になっていました。富山でも大きなショッピングモールができたのが2002年で、大体同じ頃になります。最近はどうかといいますと、コロナの影響もありまして、郊外店よりもむしろネットで買い物をすることが増えてきました。総務省の統計を見ますと、昨年度の10月にネットの消費というものが10%を超えたという統計が出ております。すなわち、今まで駅前から郊外店と移っていたものが、郊外店もなかなか厳しい状況になってきているということです。厳しい状況になるということは、広告物などを出していきたいというような状況になってくるかと思えます。

また、カーボン・ニュートラルなどもありますので、太陽光発電であるとか、風力発電であるとかも景観に影響を与えようとしております。そういう時代に応じた形で景観を整えていく必要があるかなということで、現状、社会情勢プラス、一步一步先を見て景観を整理していけるような取り組みができたらと思っておりますので、委員の皆様にはどうぞ忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。

それでは議事に入りたいと思えますが、その前に本日の議事録署名委員としまして、宮坂委員と山口委員を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の議事に入ってまいります。審議事項1「屋外広告物条例の規定による許可地域の指定について」ということで、これは屋外広告物条例の第4条第2項及び第8条第3項に基づく諮問案件となっております。説明は事務局の方からお願いいたします。

(1) 屋外広告物条例の規定による許可地域の指定について

(都市・まちづくり課 小平主査 資料1-1~1-4により説明)

(武山会長)

委員の皆様、御理解いただけましたでしょうか。少し難しいかなと思えますが、簡単に整理させていただきますと、屋外広告物には屋外広告物条例が、県全体にかかっているわけですけれども、景観行政団体が独自で作っている場合もあります。駒ヶ根市は平成27年、飯島町が令和元年、そして伊那市が令和4年6月に予定をしているということですね。これは面的に網がかかっているということになります。資料1-2にございますように、道路でずっと走っていると面で広告物の規制がある所と、ない所とただらになってしまうということになるわけです。それはまずいということで、この道路沿道上をずっと走っている限りは同じ規制が適用されるようなことにしてはどうでしょうかということが、今回の諮問の内容になるかと思えます。資料1-1にありますけれども、改正の理由及び内容ということで、何号線というところの対象、そして範囲としては両側各50mを規制しますということですね。また関係市町村への意見照会結果や、住民の意見が出ています。そう

いうものを参考として、この審議会としてどのように考えますかということが問われています。この県の要約している資料1-1素案の通りが良いということなのか、附帯意思・意見をつけるのか。そういった御意見をいただきたいということでございます。

(丸山委員)

私は伊那市から出席していますので、地元なのですけれども、今の説明非常に良く分かりました。面的な屋外広告物条例とかありましたけれども、今までなかなか線的な整備ができなかったということですね。

伊那市の道路は、簡単に言うと、川の字をイメージしていただいて、真ん中の線が天竜川と国道153号線にあたり、左側の線が、今計画されている路線、右側がこれから開発される路線ですけれども、153号線のバイパスができる予定です。伊那谷の真ん中の天竜川が流れている所が一番低く、ここに153号線があると。それで、中央道が伊那谷の西側を通っていますけれども、その中央道と今規制をかけようとしている道路が平行しているということです。これは、153号線が分断された時に迂回するための道です。

それから、今開発されている東側の道路ですが、これは153号線のバイパスという扱いです。伊那谷には中央道に沿って活断層が通っており、そこが分断された場合も考えた時には、東側にアクセス道路がないと市街地と郊外が分断されてしまうという状況のため、今動いているということです。

つまり、今回の屋外広告物条例で規制をかける道路沿いが、北側から南までずっと通っているわけです。道路として連続していくのであれば、やはり景観を線的に整備した方が良いのではないかとということで、県の方でご提案いただいたということだと思います。私もこれは大賛成です。やはり景観というのは、連続した考え方が非常に大切だと思っていて、是非今回、推奨していただきたいと思っております。

(武山会長)

丸山委員、状況の説明も合わせて行っていただきまして、ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

(上原委員)

私も今の地元からの御意見に賛同しております。伊那地域には「三風モデル」というものがありまして、看板のデザインを統一するようなマニュアルになります。活動自体が息の長い8市町村の関係のうえで出来上っております、駒ヶ根インター、伊那インター付近に始まり、新しいスマートインターについても両方とも同じような三風モデルのものが立っています。資料でも幾つかの看板が、茶色の背景に白い文字になっていますけれども、文字が見やすく、いろいろな季節に看板の背景の色が目に入りにくいというような形でデザインされています。

今回、住民の意見を聴いてくださいという町村が2つ出てきていますけれども、これまで、個々に景観に良い取組みをしてきても色やフォントが違ったりしていたものを、皆で統一していこうという動きの中で出てきていることだと理解しておりますので、連続するシーケンス、連続系という形でこの取組みが提案されたことを受けて、県にもこのよ

うに協力していただけるのであれば、地域としても非常に嬉しいことではないかなと思っております。

(辻井委員)

同じく近所に住んでいますが、上原先生がずっと取り組んでくださっていた関係で、これらの路線は綺麗に整っているほうですが、やはり市町村を跨ぐと考え方や進め具合に違いがあります。私共も県には、市町村を跨いだ、こういう線で繋ぐ条例を是非とも作っていただきたいと思っていたので大賛成ですけれども、ひとつお伺いしたいのが、これらの基準はどの市町村なのか県なのか、どこに合わせて定められるものなののでしょうか。

(小平主査)

今回、長野県の許可地域の適用の範囲を両側 50m としましたのは、現在伊那市が計画している指定の範囲が 50m として、また伊那市を跨ぎながら指定する部分ですので、そこと範囲が変わらないような形とするためでございます。

また、長野県の規制の種類は、禁止地域、許可地域、特別規制地域とございますが、禁止地域ではなく許可地域にしましたのは、現状のその地域の状況を踏まえたものでございます。今、飯島町と駒ヶ根市は許可地域の指定をしております。伊那市は、この後の議題になりますけれども、県の規制でいうと禁止地域の方にやや近いというような設定をされております。ただ、伊那市の禁止地域と言いますのも、一定範囲内では案内看板の掲出もできる、やや緩いタイプの禁止地域という設定でございます。長野県の禁止地域ですと、案内看板ですとか、広告看板が全く出せないような状況になってしまいます。この広域農道では道沿いではなく、奥の方に店舗があることもあり、案内看板がかなり多くございました。それをすべて禁止にするというのはなかなか条件としては厳しいですし、既に出されている広告につきましてもあまり大きく目立つような物は大変少なく、大型店舗ですとか集客施設というのは、この既存不適格になっていますパチンコ店以外にはないという状況でございます。既に景観としては比較的良い状態が保たれている中で、許可基準を設けることにより、今の景観を維持していく。既存不適格については改善ですけれども、そういった状況を維持して、定期的に許可基準に適合しているということを確認しながら、景観を守っていくという考え方の中で、許可地域という設定をさせていただきました。

(辻井委員)

つまり、伊那市で定める基準じゃなく、県の基準の地域になるということですか。

(小平主査)

はい。県で定める地域ということになります。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

こちらの広域農道については、県が所管する部分の箕輪町ですとか南箕輪村とか宮田村といったところとは別に、既に飯島町と駒ヶ根市は独自の条例を持って、そこは既に許可地域ということで運用しています。今後は伊那市についても今年の 6 月に条例を施行して、

伊那市の条例の指定をかける予定です。そうすると県の所管している部分について規制がないような状態になってしまうので、この伊那市に合わせて許可地域に指定しようというものでございます。実は伊那地域の市町村で構成する協議会がございまして、その中である程度統一した形で規制をしましょうということで、協議をさせていただいております。それぞれの市、町、あるいは県の条例ということで規制をかけるのですけれども、多少の違いはありますが基本的な考え方としては、統一した規制をするということで提案させていただいているところでございます。

(武山会長)

県も不揃いなものを統一していくというような考え方で進めていると思いますので、そういうふうにすることによって、設置する側も守りやすくなると思いますから、できる限り統一という方向でお願いしたいかと思っております。

ほかにどうでしょうか。私は群馬県草津のバイパス道に少し関わりましたが、やはり完成する前にやっておかないと、もうトントンと店がオープンしてしまって、対応しきれなくなるということもあります。バイパスはまだ整備中ということですが、今回のように早め早めに手を打っていただくのが良いかなと思います。

それでは、答申については賛成ということでよろしいでしょうか。

(一同)

(異議なし)

(武山会長)

それでは答申文につきましては、会長の方に一任いただけるということで進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして2つ目「伊那市・須坂市屋外広告物条例の制定に伴う規制地域の変更について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

(2) 伊那市・須坂市屋外広告物条例の制定に伴う規制地域の変更について

(都市・まちづくり課 小平主査 資料2-1～2-3により説明)

(武山会長)

これもなかなか、理解するのが意外と難しいと思っておりますけれども、結局、伊那市、須坂市の条例の内容については、この県の審議会でどうこう言うわけではないですね。基本的には県の条例から外れるということに対して、どうお考えになりますかということになるかと思っております。外れることによって何かマイナス点が起きるようなら困りますよねとなりますし、外れてもそれぞれの区域でちゃんと指定していくのであれば、文句ないと考えることができるかと思っております。御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

(山口委員)

須坂市の屋外広告物条例の中の第1種と第2種の設置基準ですけれど、非自己用の広告

物に関して「一定の範囲内」という記述があります。こういった記述で県が規制してきたものと同様のものが担保されるのか、というところが気になりました。

(小平主査)

今、長野須坂インターの所では、大きな開発が進んでおります。県の条例ですと、非自己用の案内看板については禁止となっていますけれども、警察との協議の中で、交通誘導のための広告物といいたまいますか、誘導のための表示は必要ではないかということがございました。交通渋滞を避けるために、非自己用広告物の掲出を許可していきたいという事情の中でのこういった基準になっております。この非自己用の広告物の「一定の範囲内」の規模というものは、地上からの高さが5m以下、また表示面積が一面あたり5㎡以下かつ合計10㎡以下ですとか、1地点又は1施設につき2基以内ですとか、かなり規模を絞って数も最低限にということで、設置の規模については市の配慮が見られます。ですので、非自己用の言いましても、周辺の渋滞を避けるための表示と考えていただけたらと思います。

(武山会長)

ほかに御意見・御質問等はいかがでしょう。特によろしいですか。

それでは、異議なしということで答申をさせていただきたいと思っております。先程と同じように答申文については、会長に一任いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは3番目の会議事項に移ります。「景観届出制度に係る眺望点の指定について」ということで、事務局から御説明お願いいたします。

(3) 景観届出制度に係る眺望点の指定について

(都市・まちづくり課 西澤主事 資料3-1～3-4により説明)

(武山会長)

カードの話などもありましたけれども、分けてまいりたいと思っております。

まず初めに眺望点に新たな申請ということで、4町村から13ヶ所、別添の資料で紹介されているところです。こちらを眺望点としてよろしいですかということですが、いかがでしょうか。個別に、これは少し問題ではないかご指摘がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では申請されたものに問題はなしとさせていただきます。

そして、もう1つご紹介ありました、カード等を作って、眺望点を活用化していくという取り組みをしておられるようですが、これに対して御意見、あるいはこういう取り組みもあるのではないかとというような御提案がございましたらお願いします。

(上原委員)

眺望点が各自治体から、場所によっては太陽光発電施設の開発があるかということで、申請が出てくるのは非常に良いことだなと思ってお聞きしていましたが、今後も申請があればどんどん追加していくというスタンスなのかという点と、景観行政団体のところは厳しいから良いとしても、景観行政団体でない所で眺望点がなかったりすると、太陽

光の開発がそこに集中するというような話がないのかという点を以前から気にしております。眺望点のある自治体は非常に狭いのに何ヶ所も指定されているので、何も指定されていない隣の市町村で計画されるというような、当初の狙いと違うことが起こり得るのかということです。あるいは眺望点が多い地域を避けた結果、土砂災害危険区域等の地盤が弱い所に誘発するといったことを防ぐよう、モニタリングのようなものが必要なのかなと個人的には思っております。

先程の三風の取り組みのように、駒ヶ根市と伊那市と一緒に一生懸命やるけれど、その間は何もしないということになると、その結果バラバラになってしまうということと同じ問題ですけれども、各市町村が大体何ヶ所くらいは設置してもらおうといった目安がなく、自発的に意識の高い所は何ヶ所も申請できて、ない所はゼロでも良いというスタンスなのかということだけ、県の御意見をお聞かせいただければと思います。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

ご指摘ありがとうございます。今、上原先生からご指摘あったように、我々とするともう少し数を増やして網羅したいというふうに思っております。かなり市町村に対しては眺望点の指定について働きかけをしておりますが、なかなか市町村ごとの熱といいますか、少し温度差があるというのは実情でございます。ですので、去年はかなり数が出ましたが、今年は数が落ちているということで、またできるだけ数を増やすように、それと、全県に広がるようなことで取り組みを進めていきたいと思っております。

(武山会長)

県の方であらかじめ全体像のようなものを作成されて、それに基づいてここは抜け落ちそうだから申請したらどうですか、という形で語りかけるとか、そういった取り組みをすることで、数を増やしていくことも可能かなと思います。

眺望点につきましては私から1件ございます。ホームページの方に詳しく写真等載せられておられまして、個別の案件にきますと地図も出てくるのですけれども、全体を俯瞰してマッピングしたような資料があると良いかと思っております。行ってみたいと思った時に、地図から選んで、詳しい場所ってクリックしたら、マップが出てきてくれるようになるととても便利だなと思っておりますがいかがでしょうか。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

今そういったものが整備できていない状況ですので、今いただきました御意見を踏まえて、ホームページの方を少し整理させていただくようにしたいと思います。ありがとうございます。

(武山会長)

はい。ありがとうございます。カードはマンホールカードじゃないですけど非常に面白い取り組みだと思いますので、今後は是非、活用していただけたらと思います。

それでは次の議題へ参ります。4番目「県内の景観行政団体移行状況について」ということで御説明をお願いいたします。

(4) 県内の景観行政団体移行状況について

(都市・まちづくり課 小口係長 資料4-1～4-2により説明)

(武山会長)

県で多くの市町村が景観行政団体に移行するという事は素晴らしいことだと思いますけれども、それぞれで独自条例みたいなことが出てきますと、計画をする側であるとか、管理することが非常に難しい部分も出てくるとお思いますので、そういったことの情報に横断的に示すような資料を作成していただくとユーザーとしては助かるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

4 長野県における景観づくりについて

(武山会長)

審議事項は以上の通りです。これから「長野県における景観づくり」について意見交換の時間とさせていただきたいとお思いますけれども、本日の議題となりました件でも結構ですし、日頃からお考えの部分でも結構かとお思います。一言ずつでもお願いできればと思いますので、名簿順で申し訳ありませんが、赤羽委員からいかがでしょうか。何かお感じになっていること、あるいは御意見ございましたらお願いいたします。

(赤羽委員)

前回の景観審議会でもお話をさせていただきましたけれども、松本市からの依頼で私共の建築士会の松筑支部が手掛けました眺望点マップというものが、大体できてまいりました。まだ市の方にも提出してありませんので、そちらの許可が下りましたら、また皆様の方にも御配付できたらと思っております。

(武山会長)

松本市は熱心ですね。素晴らしいですね。ありがとうございます。では上原委員いかがでしょうか。

(上原委員)

非常に似ていることですが、やはりコロナ禍で観光がかなり打撃を受けていると思いますが、スキー場とか、大規模な範囲を持たれているところが維持できなくなった場合に、大きな土地利用転用みたいなことが今後起こり得るのかというようなことが、少し気になっております。

また、信州は山の景観が非常に重要だと思いますけれども、松本の松枯れも関連して、林野庁で、高齢化した林齢を均一化するため、今後どんどん伐採を進めていく予定になっておまして、そうすると伐採跡地が増えていくことになるかもしれません。また脱ダムした所なんかは、森は守ってきたけれども、熊本の水害のような災害が発生してしまうとか、質的な所有者がいなくなるとか、枯れてしまったので転用するとか、お金にならないので太陽光にするとか、何か新しく施設が建つなど、様々な問題が、今後各自治体ではコ

ントロールできない形で起こってくる可能性もあるのかなと危惧しております。北海道でも結構、外国の人に土地を買われたりしていますので、今後、県としてはそういう大きな単位での所有者の変更や大きな変換に対して、景観的な観点から、先行事例の調査等がされると非常に有用なのではないかなと、今日のお話を聞いて、特に眺望点で白馬の話が出てきましたので、思いました。

(太田委員)

私共の安曇野市は眺望のことを非常に大切にしている所なのですが、最近都会から来た方に御意見をお伺いすると、電線のことを非常に言われます。今、私の市長室からはアルプスが一望でき、特に常念岳が目の前ですけれども、その手前にどうしても電線が広がっております。市役所4階のテラスまで行くと電線があまり気にならずに山が見えますが、下の部分だと、山とその手前の田園地域の間電線がどうしても目に付くということがございます。電線の問題は権利関係の問題とか、実際の施工費用の問題で、建設部も非常に苦労していると思っておりますけれども、景観の観点から言うと、特に眺望・展望を大事にすることについては、この電線の問題はある程度考えなきゃいけないかなと思っております。

かつて、確か駒ヶ根市の光前寺に行く所は県建設部が両側の電線地中化に向けて音頭をとったことがございました。全ての電線の地中化は相当難しいと思っておりますけれども、景観の観点から特に大事な所については、どこかで提言していただければ有難いと思っております。

(小坂委員)

私の立場は屋外広告の業界を代表してということになると思うのですが、今日のトピックスの中で須坂インター周辺の開発は、県内でも最大規模、15万㎡くらいのもになりますので、かつてない規模だというふうには感じています。恐らく、県の屋外広告物条例そのものができた時代を考えると、これだけの規模のものは想定されていない中で、面積的なことや数値的なことが決まって来た背景があり、実態に合っていない部分もあると思います。私は須坂市の方の景観審議会委員でもあるわけですけれども、規制内容としては、ある程度誘致する商業施設の実情に合った内容にすることももちろん必要ですし、反対に歴史的町並み、中心市街地の景観は守るというメリハリの効いた規制が必要だと思っております。須坂市の案は、私が見させていただく中ではかなりそれぞれに配慮した内容になっているかなと思っております。

また、屋外広告の方はある程度、規制規制といいますか、やや悪者的な扱いを受けるので、業界としては切ないところがあるところも事実です。しかし一方で利用者の安全に資する部分に関しては非常に重要な役割を持っているということ、改めて業界としても訴えておきたいと思っております。特に大きな商業施設ができますと、例えば駐車場の中の速度の制限だったり、高さの制限だったり、駐輪場や喫煙所など、いろいろな表示が出てきますが、そういったものを全部屋外広告物という形で捉えていくと、表示面積はすぐに一杯になってしまうという実態があります。やはり安全に資する部分と、営利目的の部分としっかりと分けて考えていくということも大事だと思っておりますので、屋外広告にはそのような役割もあるということ、業界の立場としてはご理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、大規模な施設ができることに対して、須坂市の景観審議委員の立場としてもしっかりやっていきたいと思っております。

(辻井委員)

長い間参加してきた審議会で、4期8年目くらいなのでおそらく最後かなと自分の中では思っていますけれども、最初の眺望点の指定から景観行政団体への移行などいろいろと勉強させていただいてきた中で、各細分化された市町村での指定していく部分と、県として大きく線で繋いでいく部分とのメリハリは非常に大事なことではないかと思ってきました。ですので、今回道路に、一体に、市町村を跨いで規制地域が指定されるということをととても嬉しく思っています。

また、景観のこの場で言うて良いのか分かりませんが、以前、景観の審議会場で太陽光発電施設について話をした際や、それに加えて広告物の関係を考えるにあたって、都市計画について改めて考えることも大切ではないかと感じました。今ここが都市計画において何地域になっているのか、それが住居専用地域なのか、商工業地域なのかということによって、建ってくる建物が変わってくるので、広告の形態、風景の形態も同時に変わってくるということをととても感じております。やはり道路が新しくできた場合には、その地域に規制がなければむやみやたらに建物が建ってしまいます。市町村単位での都市計画も、景観の指定をするにあたっては、見直しということを連動させていく必要があるのではないかと、見直した方が良い市町村というのはかなりあるのではないかと思っております。

(藤澤委員)

皆さんお疲れ様でございます。小さな生坂村の村長、藤澤でございますが、安曇野市の隣で県下では下から10番目の小さな村でございます。職員が少ないものですから、景観行政団体へもなかなか移行できずにおり、毎回この審議会に出ると困ったものだなと思えます。豊かな自然はありますけれど、それをいかに守っていくか。なにしろマンパワーが段々少なくなってきました、環境・景観保全も大変な所がありますが、村民共同で頑張っているところでございます。

またゼロカーボンのために、再生可能エネルギーが重要ということで太陽光発電施設も作ってはいますけれども、景観とマッチしない部分ありまして、いろいろ難しいところもあります。先程太田市長も言われた通り、犀川にも案外電線が架かっていまして、これもやはり景観を損ねております。そんなことでいろいろと考えるところがあり、なるべく早く景観行政団体へ移行しなければいけないのかと思っているところでございます。

(丸山委員)

今回は伊那市が具体的に動き出したということで、非常に期待しております。先程も言いましたけれども、やはり線的な指定から見直していくというのは今回画期的だなと思っていて、非常に良かったなと思えます。

以前にも言ったことがあります、眺望点の指定の際に、自然風景や郊外からの景観を

中心に眺望点を選んでいるという所がありましたけれども、市街地からの眺望点もあるのではないかという話をしました。具体的に言うと、町並みです。町並みの良い景観というものも見られるので、長野県全体でここから信州らしい町が見えるというところもピックアップされていくと良いかなと思います。松本は特に、市街地の景観に即した町並みとか、建築賞なんかをやっていますよね。信州らしい建物ということで、良い例を整理していただければと思います。

また太陽光についてですが、太陽光パネルでゼロエネルギーの建物を目指しているところが多いわけですが、ゼロエネルギーには必ずしも太陽光が必要というわけではないと思います。方法はほかにもあるわけですね。バイオマスだとか、あるいは県産材を使った家づくりなどがあると思います。太陽光パネルを乗せて数値的にゼロエネルギーという考え方だけではなくて、やはり地域に貢献したゼロエネルギーを目指した建築が、長野県スタイルというような、そういったものを推奨していくと良いのではないかなと思います。それがひいては町並みに繋がり、長野県らしい建物、景観に繋がるというように捉えていったら良いのではないかなと感じました。

(宮坂委員)

今日の議題にありました景観行政について、景観行政団体がたくさんできてくることは、やはり良いことだと思うのですが、それぞれの団体がどう繋がって、どう連携を取っていくかということも、そのコンセンサスを取る部分を県がうまくコントロールし、全体の枠組みを、連携が取れるようなことをできていったら良いのではないかなと思っています。

また広告物等に関して以前から、持ち主が分からなくなっているような広告物の整理がもう少し進んでいくと良いかなという気はしております。なかなか難しいとは思いますが、県による指導や撤去ができると、うまく整理をしていくことができるのではないかなと思っています。

また、眺望点等々の利用に関しても、例えばインターネットで配信をするという部分でも、眺望点の幾つかはライブカメラで見られるとか、何か発信力があることが、作成したカードと共にできたら良いのではないかなと思っています。

最後に、私のエリアですと、八ヶ岳の眺望とか、そういった景観の中で、電線や太陽光の問題というのは多々ありますけれども、昔に比べたら凄く住民の意識も高くなってきているので、何かをしようとする住民の同意を得ないといけないような形になってきております。他の地域においても、住民の意識レベルが高くなっていけばいいかなと思っています。

(山口委員)

看板の話で、今私自身が県内の道の駅のリニューアルのデザインコードを作るという案件を抱えていますけれども、その時に話題になっているのが、のぼり旗をどうするかという話です。ワーキンググループでは、のぼり旗はなしという話になりましたが、やはり景観の一方で営業という視点もありますので、関連の事業者さんが皆さん協力いただけるかどうか、そういったところはやってみないと分からないところがありまして、そんなこと

を今日の看板のことをお聞きしながら、合わせて考えていました。

やはり景観の良し悪しは個人の尺度があるので、価値観は強制できないとは思うのですが、そもそもの景観に対する意識の向上は図る必要があると思っています。どういう景観が、なぜどのように美しいのか、また景観そのものが守るべきもの、あるいは育むものとして見るという考え方、そういう景観倫理のようなものは育成できるのではないかなどに思っていて、今日の眺望カードのように、教育現場に景観を導入するということは、すごく大切でとても良いことだなと思いつつ、資料を拝見したり、お聞きしたりしていました。

また先程、丸山委員さんもおっしゃっていましたが、眺望点という視点から、やはり自然風景が多くなっているかと思いますが、町中を含めて、もっと暮らしとか日常に近い風景の大切さということも伝えていくことが、こういったカードも通じてできるのかなということを感じました。こういう教育はすごく長い時間かかることだと思いますが、今回お話のあった規制というものの一方で、やはり県が主となって進めていただければ良いのかなということを感じました。

(武山会長)

はい。ありがとうございます。いろいろ、御意見いただきましたけれども、委員の方の意見を聞いて、少し追加で御発言ありましたら受け付けたいと思いますがいかがでしょうか。

(上原委員)

今の山口委員の御指摘で私もそうだなと思いつつ聞いていましたが、長野県出身の方が、景観に対する意識が低くて、外から来た人が高すぎるというギャップを埋めていかないと、とは思っています。東京等で講演すると、「私は長野県出身なんだけど、山へ登らされたから山が嫌いだ」という人もいました。恵まれているが故に、逆に価値を見いだしていないという所が、どうやったら埋まっていくのかなと思っています。世代が変わればまた変わっていくのかもしれませんが、Uターンした人は山が美しいとか、長野県が良いということは分かっていると思いますけれども、一律皆に「景観とか自然は良いものだ」という押しつけじゃないやり方も今後考えていかないと、全体が押し上がっていかないとかなと思いました。

(武山会長)

今の御発言に関して、富山もそのような所がありまして、他人は良く見えるというところだと思います。

富山にも県内に幾つかの眺望点、展望台がありますが、最近のような雪や曇天ばかりの時に、たまに晴れるとすごく人が入ります。住民の方々が集まられて、今日は良いねみたいな形で話しておられる姿を見ると、生活の中に景観が息づいているということを感じます。ですから、やはり良い形の、人々が集まれるような場所というものができると、とても良いことだなと思います。

また先程、町中からの町並みも含めた眺望点というものが大事じゃないかという話もありました。自然景観として写真を撮るということも楽しいのですけれども、町越しの自然、

山であるとか、そういったものの魅力もまたあるのではないかなと思います。そういうものは行政だけで発見するというよりも、住民の方々が発信できる仕組みが求められるかなと思います。今、幾つかの景観フォトコンテストみたいなものがありますけれども、氷見市で始められたものが、すごく盛り上がっていると伺いました。カメラ趣味の方なんかも含めて、ここからの日々の眺めが良いんだということが次々と投稿されているというようなことを伺っていますので、そういった住民の方々が情報発信できるような、それを集約するような枠組みを、先程のカードと含めてリンクしていければ非常に良いのかなと思いました。

ほかよろしいでしょうか。では、様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

本日の審議事項、以上で滞りなく終わりましたので、これにて県事務局の方に返したいと思います。どうもありがとうございました。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

委員の皆様には長時間に渡り活発な御審議をいただきありがとうございました。なお、本年度は審議会議員の改選の年となります。武山会長はじめ、委員の皆様におかれましてはこの2年間、本県の景観行政に御理解と御協力を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。皆様から頂戴しました貴重な御意見を、本県の景観育成の推進に活かしてまいり所存でございます。委員の皆様の今後の御活躍を御祈念申し上げます、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

以上を持ちまして審議会を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

(終)

議事録署名人
